



東京学芸大学リポジトリ

Tokyo Gakugei University Repository

日本における外国人学校政策と在日朝鮮人の教育事情

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2010-05-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 李,修京, 井竿,富雄, 呉,永鎬 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2309/107176

日本における外国人学校政策と在日朝鮮人の教育事情

李 修京*・井竿 富雄**・呉 永鎬***

アジア言語・文化研究分野

(2009年8月31日受理)

要 旨

本稿は戦後の日本における外国人学校政策を考察し、在日朝鮮人学校の状況について考えるものである。特に、外国人学校の法的地位と制度上の差別によって生じる諸問題とともに、在日朝鮮人児童・生徒に焦点を当てて考察する。なお、本稿では日本の植民地政策の結果として日本に在住するようになった朝鮮半島出身者及びその子孫(いわゆる特別永住者)を、在日朝鮮人と呼ぶことにする。

キーワード：外国人学校，戦後，在日朝鮮人の教育事情

はじめに

20世紀の科学の進歩は著しい発展を遂げつつあり、高度な情報・通信・交通技術によって世界経済のプロセスが急変しつつある中で、日本は国際化社会に対応すべき模索の一環として2011年から小学校でも英語教育を義務化する方針を打ち出している。そして、人類の移動が簡単にできようになってきている昨今の状況から、日本国内でも様々な形態の外国人対応、とりわけ外国人教育問題に真摯に取り組まなければならない状況に至っている。少子化と高齢化、雇用形態の不安定、フリーターやニートの増加などによって、既存の社会的秩序が崩れつつあることに、98年から続く毎年3万人以上の自殺者の続出なども絡み合って、日本社会の混沌さが深刻な問題になっている。

そういった現状を踏まえつつ、2010年に大韓帝国を併合して100年になるという時点での歴史総括問題、つまり戦後歴史清算の問題も未解決であることを、在日朝鮮人の教育事情から考察してみたいというのが本稿の趣旨である。

ここでは、我々が現実認識すべき国際化社会で見出されつつある他文化社会との交流・理解、教育問題、外国人学校に関する日本の政策を概括しつつ、もっぱら戦前の歴史総括の一環にも繋がる過去を伴う問題でもある在日朝鮮人、中でも特別永住者にあたる在日朝鮮人の教育事情や関連諸問題について考察し、日本はどのようにこれらの政策について考えているかを考えてみたい。

日本は敗戦後、平和主義を標榜し、環境問題や福祉問題、人権問題に取り組み、その点の努力はそれなりに評価されつつある。しかし、外面的イメージと異なった根強い欧米文化への劣等意識、その裏返しの有色人種に対する差別意識はさほど変わっておらず、マイノリティに対する社会的意識は低い方だといえる。一例であるが、小樽市内の入浴施設で掲げた「Japanese only」の外国人拒否問題や、山梨石和町で在留資格や言葉で利

* 東京学芸大学 人文社会科学系
** 山口県立大学 国際文化学部
*** 東京学芸大学大学院 教育学研究科

用を拒否したこと、青森三沢の飲食店や東京荻窪のショークラブの「Japanese only」＝「外国人お断り」など、その事例は数多く存在する¹⁾。筆者のひとりが購入した「やはり日本製!!」と掲げたイ草の座布団は3回座つたらぼろぼろになり、「日本製」が過去言われた「粗悪品」に戻ったのではないかと思った経験をも有する。

これらの問題は国際化社会になりきれない一部の動きに過ぎないとも考えることもできるが、より深刻な問題として存在するのが、学校教育である。特に、簡単に国境を越え、異文化との出会いが当然になりつつある現状から考えると、明日を担う子どもたちへの教育問題は66億が共生する地球村全体の明日に関わる問題でもある。しかし、外国人という違いを社会的差別構図にすることはその社会の発展性に疑念を抱かせることだけではなく、日本で生まれ、育ったにもかかわらず日本の未来のために素直に働こうという意思を阻害する要因へと繋がりやすい。中でも、個人レベルではなく、文部科学省による制度的差別措置（民族教育権の否定や朝鮮学校卒業生の大学受験資格問題）などは、日本が唱える国際化社会に相反する対応になるのである。大きな差別構図が結局、その構成員である学生や教師に対する個人攻撃の差別にも繋がり、最近の事例を一部例えれば、2002年の日本人拉致事件の報道以後の2003年6月末までの在日朝鮮人への暴行・嫌がらせ事件が326件に上り、その後も朝鮮学校の学生らの制服が切り裂かれたり、いきなり電車の中で顔を殴られ、「朝鮮人死ね」と叫ばれるなど、極めて残忍な事件が生じている²⁾。海外に住む日本人が日本政府の過ちによって当地でこれほど事件に遭ったら、日本社会はどのように当地の社会を罵るだろうか。

国際化・多文化社会とは、自文化を認識することが重要となってくる。

本稿では、多言語多文化社会の国際化社会になって久しい中で、我々が住む日本の外国人学校に対する政策と、在日朝鮮人の教育事情、そして、在日朝鮮人学校に関する状況について考え、問題の認識と今後の対応などについて考えてみる。

なお、本稿では日本の植民地政策の結果として日本に在住するようになった朝鮮半島出身者及びその子孫（いわゆる特別永住者）を、在日朝鮮人と呼ぶことにする³⁾。

1. 日本の外国人学校について

では、日本における外国人学校の歴史について概括してみよう。日本における外国人学校の歴史は古い。ここでは、先行研究で知られているものから概説する⁴⁾。

外国人学校の最初のもは、1872年の「サンモール校」であった。その後、1898年には、「大同学校」が創立された。これは中国系の学校である。中国系の学校としては、1899年、神戸に「中華同文学校」も創設されている。

ただし、日本政府は、早い段階から外国人の学校経営にはセーブをかけた。1899年に「私立学校令」が公布されたが、ここでは外国人が私立学校経営に加わることに對して制約を課している。第五条の中に「専ら外国語、専門学科又ハ特種ノ技術ヲ教授スル教員及専ラ外国人ヲ入学セシムル為ニ設立シタル学校ノ教員ハ国語ニ通達スルコトヲ証明スルコトヲ要セス」という規定が存在する。つまり、日本人が入学する学校には、日本語ができる教員が必ずいなければならない、ということにして、外国人だけの学校経営に制約をおくのである。またさらに文部省は、「一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ特立セシムルノ件」という訓令を發布した。ここには「官立公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリトモ宗教上ノ教育ヲ施シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ行フコトヲ許ササルヘシ」として、日本国内で学校として認められるものについては、宗教教育を厳禁したのである。当時の日本においては、神道は事実上「宗教ではないもの」とされた。そのために神社参拝をキリスト教徒に受け入れるようにしていくのである⁵⁾。

日本には各国の在外子女を受け入れる学校ができて行った。しかし、日本にあったアメリカンスクールは、1941年の日米開戦勃発によって閉鎖された。また中華学校は、米軍の空襲で建物が消失するなどの被害を受けることになった。

外国人学校が問題になるのは、第二次世界大戦後のことである。まず、占領軍の家族が入る形で、1941年の日米開戦により閉鎖された「アメリカンスクール」が復活した。それよりも日本にとって大きく政策的な問題になるのは、在日朝鮮人が日本で学校を創立し始めたことであつた⁶⁾。在日朝鮮人が帰国しなかったのには各種の理由があるが、多くはもはや朝鮮半島に生活の基盤が置けなかったものがある。また、朝鮮半島が、最終

的に1948年の南北分断による政府樹立・1950年の朝鮮戦争発生に至る大混乱で帰国できるような状態になかったということもある。流血を伴う政治的対決の中で、安心して帰国できる状態ではなかったため、安住できなくとも日本に住む以外の選択肢がなかったのである（詳細は後述する）。

しかし、当時の在日朝鮮人はきわめて不安定な法的地位にあった。日本の敗戦と植民地の分離により、彼らは日本の参政権を停止されていた。しかしながら彼らはこの時点ではまだ日本国民であった。そのため、日本政府や占領軍当局は、在日の子女に日本の学校へ行かせるようにしていくのである。1947年には、占領軍がまず、朝鮮学校での教育内容について日本政府の指示に従うように指令した。この翌年である1948年、文部省の通達により、朝鮮人児童の日本学校への通学が指示された。また、これまでに創設された朝鮮学校のうち、学校教育法第一条が定める「学校」の規定に合わないものは認めない、そして学齢児童対象の各種学校は認められない、という厳しい内容の指示が出た。そのため、在日朝鮮人と日本政府・占領当局との間で激しい衝突が発生した。日本の地方当局は、それぞれの地区の朝鮮人学校に閉鎖を命じた。これに抵抗する人々との間で激しい衝突が生じ、死者が出るほどの対立となった⁷⁾。結局、南北が分裂建国に至った翌年である1949年に発布された「団体等規制令」に基づき、在日朝鮮人の団体であった在日本朝鮮人連盟は解散させられ、朝鮮人学校も強制的に閉鎖になった。とはいえ、この時点では「公立朝鮮人学校」という奇妙な妥協策のような存在も生まれている。公立学校なのだが、在日朝鮮人が主として通っていたのである。

占領時代は、日本政府は在日朝鮮人に対して、執拗に「日本の学校に入れる」ことを求めてきた。日本で朝鮮人団体の運営する学校は認めない。ただし、日本国籍を有する以上は日本の学校に行かせよというものであった。ところがこの政策は1953年に一転する。前年サンフランシスコ講和条約が調印された。これにより日本は独立国としての主権を回復した。そこで、日本政府は在日朝鮮人は日本人ではないとして国籍喪失を一方的に宣告した。国民でなくなった人々に国家が就学義務を負わせることはないので、日本の学校へ行かせるなければならないという法的根拠が喪失した。しかしその代わりに「本人からの申し出」を求められることになった。国民ならば義務教育なので、保護者には就学義務が生ずる。しかし彼らは国民ではないので、義務的に学校へ行かされることはない（行かせる必要がない）、というものであった。少なくともここで彼らは教育から放置されたのである。とはいえ、日本社会で生きていくためには、学校教育法第一条にいう「学校」を卒業しなければならないことが実に多い。在日朝鮮人、なかんずく国交のない北朝鮮を支持する「在日本朝鮮人総連合会」（朝鮮総連）に結集した人々が創った諸学校は、すべて日本の法律では「学校」に当たらないものであった。そのため、卒業証書は日本の正式な学校の卒業証書にならない。そのうえ、私立学校への国家からの助成金は、私立学校として認められないため交付されないため、授業料などが極めて高額であることが知られている⁸⁾。

それでも、特に在日朝鮮人学校について言えば、全国に各級の朝鮮学校が急速に作られていった。そしてその過程での最高学府の設置が、1956年に創設された朝鮮大学校であった（この準備段階として「朝鮮中央師範学校」が一時作られている）。朝鮮大学校は日本の大学ではないので、卒業したとしても「各種学校」扱いになってしまう。それでも彼らは大学校を創設し、1959年には小平市にキャンパスを持つに至っている（皮肉にも、この年にいわゆる「帰国事業」、すなわち北朝鮮への帰国運動が始まった）。

このように、日本において長い間、外国人学校と言えば在日朝鮮人学校のことであった。しかしながら近年はこれ以外の問題が起こっている。1990年代に、規制緩和政策などで、日系ブラジル人などの就労ビザ取得が緩和され、大量の日系人が南米各国から入国した。これらの人々の家族は、日本の学校に通うことなく、本国の教育を受けようとした。就労目的で入ってきた人々の子女が日本で母国の教育を受けようとして外国人学校を設立しているのである。有名なものは、日系ブラジル人の子女が入学するものである。これも学校教育法第一条のいう「学校」に適合しないとされ、ここを出ても日本の学校の入学資格などにはならない。また当然補助などが出ないため、授業料負担はきわめて大きいものとなっている。2004年、文部科学省は、各種学校の認可基準を規制緩和し、2006年に三校のブラジル人学校が各種学校として認可を初めて受けた⁹⁾。各種学校ですらない、私塾のようなものや、そもそも学校教育から排除されてしまっている在日外国人子女がいないかという問題は依然として残っている¹⁰⁾。

冷戦時代まで、在日朝鮮人の作った学校が問題になることが多かった日本の外国人学校問題は、冷戦崩壊後の情勢や、グローバル化の進展に伴う労働市場の急激な変化によって、全く違うものとして立ち現れ

てきたのである。

2. 日本政府の外国人学校政策

さきに概観したとおり、日本の外国人学校政策は、基本的に外国人学校を日本の学校としては認めない、というものであった。先進各国でも、外国人学校を自国の教育体系に包摂するか否かについては対応が分かれているようであり、これだけで日本の外国人学校政策を不当であるとすることはできない¹¹⁾。

日本の場合、正規の教育体系に入るのは、学校教育法第一条に定める「学校」(現行法では「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校」)のみである。これに適合しない場合は、原則として「学校」にならず、この組織の卒業証書は正式の学歴とはならない。そして外国人学校は、原則としてこの「一条校」に該当しない「各種学校」であるとされた。外国人学校は、いわゆる「私立学校」でもないので、国家からの補助は原則として出ない。そのため、授業を受けるものが全額自己負担をしなければならなくなり、授業料などは大変高額なものとなる。

さらに日本の場合、日本独自の事情が存在した。それが、前述してきた朝鮮人学校の存在である。植民地支配の終了後も、日本国内には朝鮮半島の事情により、大量の在日朝鮮人が居住することになった。在日朝鮮人は、1952年までは日本国籍を保有していたので、日本政府はこれを理由として在日朝鮮人子女は日本の学校へ通うように政策的な強制がなされた。しかしながらサンフランシスコ講和条約の締結により、在日朝鮮人には就学義務が存在しなくなった。また、韓国籍の取得をせず北朝鮮を支持する人々が、各級の朝鮮学校を創設していったが、これは日本社会においてさまざまな軋轢を生んだ。当時は冷戦のまっただなかであった。国交のない、しかも社会主義国である北朝鮮を支持する人々が創った学校は、日本政府からすれば警戒の対象ではなかった。朝鮮大学の新しいキャンパスを取得する過程では、一度決定した土地が、地元の反対で頓挫している。そのため、当時の創設者たちは、小平市のキャンパス創設に当たって、かなりきわどい策を取らなければならなくなった。「共立産業株式会社」という名前の一つの会社を作り、この会社の工場を設置するという名目で土地を購入し、この会社が保有する土地と建物を朝鮮大学校に提供するという形をとったのである。そのため、朝鮮大学校の新キャンパスがオープンした際には、校門には「共立産業株式会社」という看板が掲げられたままとなっていた¹²⁾。このような経緯で建てられたため、地域住民に学校の存在を受容してもらうためにかなり神経が使われたという。また、資金不足のために、寄宿舎は教職員と学生が自力で建設するということまで行われた¹³⁾。

このような、朝鮮総連の各級学校設立は、当時の日本では非常に強い警戒心を持たれた。大学内で、北朝鮮国民としての自覚を持たせる教育が行われていることが問題視されたからである。1961年の参議院予算委員会では、一議員が朝鮮大学校を「北鮮(原文ママ)の、あんだ、共産主義を日本国内に伝播する国際的な大学」と称して質問を展開している。この議員は「学校教育制度の中に入っておらぬ学校です。東京都の教育委員会も御存じないのです。これはやみ大学です」と敵意をあらわにしながら質問した。政府側もこれに対して、朝鮮大学校を経営する朝鮮総連が「破防法の見地からは、これをいわゆるわれわれの方で暴力主義的破壊活動の容疑団体」とであると立場を明快にして返答している。ここでは朝鮮大学校に対する破壊活動防止法の適用すら遠まわしに論議されている¹⁴⁾。

このような問題があったから、日韓条約締結で韓国と修交した1965年、文部次官の通達として、朝鮮学校に対する各種学校認可すらも禁止するという指令が出ている。このような冷戦下の警戒心に基いて作られたのが、「外国人学校法案」といわれる一連の法案だった。ここでは、日本政府の施策を非難するような教育内容を持つものは認めない、などの条文があった。表面には出てこないが、明らかに朝鮮学校が対象であった。しかしこれについては、当時法律学者などからの反対もあり、1968年まで何度か提出されたが結果として制定されなかった¹⁵⁾。

このように日本政府が敵対的姿勢を見せていたにもかかわらず、朝鮮学校は各地の自治体で少しずつ認可されていった。1970年に東京都が朝鮮学校への補助金交付を始めた。これから1975年ごろまでに、朝鮮学校は自治体レベルで各種学校の認可を受けられるようになった。1990年代になると、朝鮮高級学校の高校野球参加承認、JRの定期券学割適用、そして最終的には国立大学大学院への朝鮮大学校卒業生への入学試験受験認可へ

と道は開けることになった。とはいえ、北朝鮮と日本との間に問題が起これば、朝鮮学校生徒への迫害などが発生する危険性がある実情は変わらない。また、朝鮮学校は授業料の高さ、結局日本社会で通用する学歴にならないことがあるため、日本の学校に入学していく者もかなりいると考えられる(そもそもの問題として、定住の長期化による日本国籍取得という傾向も指摘できるのではないか)¹⁶⁾。

ただ、これにはもう一つの政策的方向性があった。グローバリゼーションと規制緩和である。国境を越えて人材流動が始まる時代が始まった。外国人の就労者と言っても、一枚岩ではなかった。どちらかと言えば日本人よりもエリートになってしまう知識・技術の保有者としての外国人と、低賃金の単純労働者としての外国人が日本に入ってくるようになった。また、日系ブラジル人など、南米の日系人が大量に日本に「デカセギ」にやってくるようになった。もはや冷戦下の在日朝鮮人政策だけでは、外国人対策は十分とは言えなくなったのである。日本も1999年には、外国人学校卒業生への大学院受験資格や、大検の受験資格を認めるように舵を切った。2003年には、指定された(欧米系の)海外の学校評価教育機関に認定された学校については、大学受験資格を認めるようになった。また、国際評価機関の認定した学校や、外交官・公用旅券保持者、家族滞在の人物の子女が通う外国人学校については、寄附に対する免税措置をも実行するようになった。とはいえ、これは一歩前進のように見えて、問題点も存在した。つまりは、国際的な評価機関が認定するような欧米系のエリートに関しては門戸を開こうというものであった。そのため、アジア系外国人学校や、日系ブラジル人の通う学校はこの認定を受けられず実質排除されたままとなった。上記のような、欧米系の認定された学校以外の生徒は、そのままでは大学受験資格をえられず、必ず個別に志望大学の資格審査を受けてからでなければ受験できないようになっていた。日系ブラジル人学校については、彼らの多く居住する自治体の努力でかろうじて動いている部分がある。国際化という言葉で一括される中には、俗に言うところの「勝ち組」の国際化と、そうでない部分の国際化があるという典型的な事例となっている¹⁷⁾。

現段階において、日本が外国人学校に対して取っている政策というものは、国際競争に有意なものに関しては積極的導入を図るけれども、それ以外についてはほとんどここまで無策であったというべきであろう。日系ブラジル人学校政策に見られるように、労働力需要のためにとられた日系人誘致政策の後处理的としてブラジル人学校を少数認可し、あとは原則として日本の学校に通わせることのみが行われている¹⁸⁾。公立学校に収容した日系人子女に対してのケア(国籍国の言葉であるポルトガル語の問題、日常で展開される日本語の問題、社会生活上の諸問題など)は、前述のように自治体が独自に行うことを決断して初めて、後追的に動いてると考えられる。日本の公立学校については、義務教育段階においては、外国人には就学義務がないが、希望すれば受け入れるということになっている。「希望すれば」であって義務ではないので、こぼれおちてしまっても実際には見えない。2009年8月になって、文部科学省はようやくブラジル人・ペルー人学校の実態調査を本格化させることになったという報道に接した¹⁹⁾。これはささやかながら一つの前進であると考えてよからう。ただしこれが今後どのように施策として結実するかは今後の課題である。

3. 在日朝鮮人児童・生徒の教育機会不均衡について

では、ここではより詳細に、外国人学校の法的地位と制度上の差別によって生じる諸問題について、在日朝鮮人児童・生徒に焦点を当てて考察してみる。

1) 外国人学校の法的地位とそこから生じる制約及び差別性

法務省入国管理局の報告によると、2008年末現在、外国人登録者数は過去最高の2,217,426人に達した。その内の655,377人(29.6%)を中国、589,239人(26.6%)を韓国・朝鮮籍が占め、以下ブラジル、フィリピン、ペルー、米国と続いている²⁰⁾。2007年現在日本には212校の外国人学校が存在し²¹⁾、およそ26,000人が外国人学校に就学している²²⁾。

この日本の中の外国人学校の法的地位は、大きく各種学校認可校か未認可校に分けられる²³⁾。各種学校とは学校教育法第百三十四条に示される「第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの」をいう。日本の学校は学校教育法により大きく三つに分類されている。第一条に規定される学校(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校)、いわゆる「一条校」と、

一条校以外の教育施設で外国人を専ら対象とするものを除いた専修学校（第二百二十四条）、そして各種学校となる。各種学校には自動車学校や予備校が含まれ、外国人学校は212校の内、107校がここに含まれる。朝鮮学校、中華学校、韓国学園などのいわゆる「オールドカマー」の学校は各種学校の認可を取得しているが、1980年代以降の日本にやってくる外国人の急増と軌を一にして、近年急増しているいわゆる「ニューカマー」の学校は各種学校の認可を取得しておらず、「私塾」として扱われている。

この法的地位により、外国人学校には様々な制度的制約が課せられる。各種学校に関しては、①大学受験資格問題、②助成金問題、③税制上の差別問題、④その他、各種奨学金制度対象からの除外や学校保健、学校保険からの排除等がある。例えば朝鮮学校の場合、都道府県及び市区町村からの一人当たりの一年間の助成金の平均は約9万円である（実際には地域間でかなりのばらつきがある）。これに対し日本の公立学校では小学校が約90万円、中学校が約100万円、高校が約110万円、私立学校では小学校が約24万円、中学校が約27万円、高校が約30万円となるので²⁴⁾、日本の公立学校のおよそ10分の1、私立学校の3分の1程度の水準である。国庫からの負担は一切ない。③の税制上の差別問題とは具体的には指定寄付金制度と特定公益増進法人制度の対象とならないという点である。国家的プロジェクトである教育を行うには言うまでもなく莫大な資金がかかる。助成金が十分に下りない中、寄付金に依存した形での学校運営にならざるを得ない各種学校において、寄付に適用される税制上の優遇措置を得られないことは致命的である。この制度はインターナショナル・スクールには以前より適用されているが朝鮮学校、中華学校は制度の対象となっていない。

さらに各種学校認可を受けていない多くのブラジル学校やペルー学校は「私塾」として扱われるため、①地方自治体からの公的助成が一切ない、②授業料に消費税が課される、③通学定期券の対象とならない、④各種スポーツ大会への参加ができない等、学校運営においては二重三重の困難を抱えていると言える²⁵⁾。

外国人学校に対する学習権と教育権（教育する権利と教育を受ける権利の両方）を著しく侵害しうるこのような処遇に対する是正促進の声は枚挙にいとまがない。日本が批准している世界人権宣言や国際人権規約、子どもの権利条約を外国人教育に関する権利保障の法的根拠として用いる批判や、国際化や多文化共生の理念に背反するという指摘も多い。例えば鄭秀容は、アメリカ国内にある日本人学校では日本の言語、教科書、カリキュラムで教育を行っているが、アメリカ州政府がこれを日本人として当然の教育であるので正規の学校として認めていることを確認し、日本政府が在日朝鮮人の民族教育の保障を積極的に行うべき根拠を以下の四点に整理している²⁶⁾。第一に、日本政府が批准した国際人権諸法規から、民族教育は保障されなければならない。世界人権宣言、国際人権規約、子どもの権利条約等の「国際諸法規が保障する教育」を受ける権利が円満に実現されなければならない。第二に、現行の日本の国内法規からしても朝鮮学校の民族教育を保障すべきである。日本の憲法の第十四条「法の下での平等」、第二十六条「教育を受ける権利」（そしてこれは憲法が保障する権利がたとえ「国民」に限定されようとも、内外人平等の精神や憲法前文の国際協調主義の理念からも保障されるべきである。）や、教育基本法においても「教育の機会均等」、「教育条件の平等と負担の適正」を保障している。第三に、在日同胞の歴史的経緯からみても日本政府は道義上、民族教育を尊重すべきである。植民地統治の結果生じた在日朝鮮人の諸問題は、他の在留外国人の権利や人権問題とは質を異にし、歴史的責任から日本政府は在日同胞の権利問題の改善に乗り出さなければならない。第四に、在日同胞が納税義務を負っていることから、民族教育に財政的支援を行ってしかるべきである、としている。

教育機会の不均衡には二つの側面があると考えられる。

第一の側面は、平等な学校選択を行うことができないという意味での教育機会不均衡である。つまり日本学校に通うのか外国人学校に通うのかという選択を、同質の客観的条件の下で行うことができないという点である。日本在住の外国人の児童・生徒たちは外国人学校に通うことで、自身の「日本人とは同じでない」性質を学び涵養していくことができる。しかし上述の通り、多くの外国人学校は各種学校あるいは未認可校という法的地位により生じる制度的制約により、具体的には保護者負担額が非常に大きいという経済的圧迫を受ける等の問題が生じる。このため外国人児童・生徒の外国人学校への就学困難性が発生し、機会不均衡が生まれる。

一方制度的制約の解消のためには「一条校」もしくはそれに準ずる学校として認められなければならない。しかし一条校は日本の教員免許資格を持った教員が、検定教科書を用いて、学習指導要領に沿った形で教えなければならない、これは外国人学校の設置目的上、達成困難である。外国人学校は学習指導要領に示される「日本人を育成するため」の教育を目的としていないからである。ここに教育機会不均衡の第二の側面が存在す

る。すなわち、「制度的保障を得たいのであれば、日本と同じ教育を行いなさい。それが嫌ならば各種学校待遇に甘んじなさい」という自己矛盾する二者選択を強いられているという点である。こうして外国人学校の教育機会の不均衡は原理的に抜本的な改善が難しく、継続性をもつものとなる。

日本の外国人教育政策に通低しているロジックは一体何か。そしてそれらが現在のいわゆる「新自由主義教育改革」等の日本の教育政策とどのように作用、反作用していくのか。その答えをここでは導き出すことはできないが、考察を深める上で、日本の過去の外国人教育政策に目を向けることにする。1970年代までの日本に在住する外国人の9割以上が在日朝鮮人であったことを踏まえ、日本政府の在日朝鮮人の民族教育に対する政策及び、それと不即不離の関係にある在日朝鮮人の権利獲得闘争について概観する。

2) 在日朝鮮人の民族教育の歴史と民族教育権獲得のための戦い

在日朝鮮人の民族教育は日本の植民地支配から解放された1945年から始まる。当初民族教育は日本で生まれ育った子どもたちに何よりもまず民族の言葉を教えるために、「国語講習所」という形式で展開され^{27,28)}、1945年10月の在日本朝鮮人聯盟結成に伴い、次第に教育機関としての体系と体制を整えていく²⁹⁾。その数は朝連第3回全体大会の文化部活動報告書によると1946年10月現在、初等学院525校（児童数42,182人）、中等学校7校（生徒数1,180人）、青年及び婦女学院12校（生徒数724人）にのぼった³⁰⁾。

こうして民族性を取り戻し、自主性を回復していく活動である民族教育が始まったが、かつての植民地宗主国である日本において在日朝鮮人に対する差別や偏見は容易には払拭できず、それは具体的な同化政策や差別的制度となって民族教育の前に度々立ちちはだかった。小沢有作は日本政府の朝鮮学校に対する同化主義的姿勢は戦前も戦後も本質的に変わらず、「朝鮮人学校の抑圧と同化教育の全面化という二本の柱が、在日朝鮮人教育にたいする日本政府の基本的な政策構造」であるとし、これが「48年以来こんにちにいたるまで、すこしも変更されることがない」としている³¹⁾。

例えば、1948年1月24日の文部省学校教育局長通達「朝鮮人設立学校の取扱いについて」は、「現在日本に在留する朝鮮人は、昭和21年11月20日付総司令部発表により日本の法令に服しなければならない。従って朝鮮人の子弟であっても、学齢に該当するものは、日本人同様、市町村立または私立の小学校または中学校に就学させなければならない。また私立の小学校又は中学校の設置は、学校教育法の定めるところによって都道府県監督庁（知事）の認可を受けなければならない。学齢児童又は学齢生徒の教育については、各種学校の設置は認められない」とした³²⁾。これは在日朝鮮人の子どもたちに日本の教育を受けることを義務付け（同化教育の側面）、当時現存していた各種学校である朝鮮学校を法的に完全に否定するもの（抑圧の側面）であった。この「1.24通達」をきっかけに民族教育の自主権を確保するべく、「4.24阪神教育闘争」をはじめとした一連の教育闘争が始まる。また、1949年10月19日の「学校閉鎖令」後、間もない1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約の発効に伴い在日朝鮮人の就学義務を廃止し、入学希望者には国内法順守の「誓約書」を書かせ「恩恵的」就学³³⁾という縛りを与えた。

そして同化政策と抑圧の最たる例は、1965年12月28日付の文部省福田繁文部次官名による、各都道府県教育委員会及び知事宛の通達「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」であるだろう³⁴⁾。これは「在日朝鮮人という外国人を形式の面でも内容の面でも日本社会に融合させ、その存在をなくしてしまおう、というもの」であった³⁵⁾。特筆すべきは「朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとって、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として認可すべきでないこと。」と明確に示している点であろう。しかし田中はこの通達は事実上既に「死文化」しているという³⁶⁾。なぜなら各種学校の認可権を持つ都道府県知事はいずれの朝鮮学校も各種学校として認定しているし、「外国人学校法案」も廃案となり今日に至っているためである。外国人学校法案に対し金徳龍は「この内容は合法的に在日外国人の公民権、民族教育権を国家権力によって踏みこじろうとする弾圧法案」と位置付けている³⁷⁾。

このように同化政策と抑圧というロジックを背景に日本政府による在日朝鮮人の教育自主権に対する規制及び攻撃は展開された。在日朝鮮人は民族教育の機会平等を確保するために、一丸となって立ち向かい数々の権利を取得していった。取得した権利を網羅的に記すことはできないが、別表に代表的なものを示す。

例えば1966年、朝鮮大学校にて開かれた「在日本朝鮮人学校 第2回教育方法研究大会³⁸⁾」の教育会分科で

【別表】 在日朝鮮人の民族教育と関連した主な権利取得一覧

1953年 5月	京都府、朝鮮学校を各種学校として認可。(以降、他の都道府県も認可。75年までに全ての朝鮮学校が各種学校の認可を取得する。
1968年 4月	朝鮮大学校が各種学校認可取得。
1989年	日本放送協会主催の NHK 合唱コンクールへの朝鮮学校の正式参加が認定される。
1991年 3月	全国高等学校野球部連盟 (高野連)、外国人学校の高校野球大会への参加承認。
1993年 5月	全国高体連、専修学校や各種学校に対して、未加盟のままインターハイへの参加を承認。
1994年 4月	JR 各社、通学定期運賃の割引率格差を是正。一条校と専修学校、各種学校との格差がなくなる。
1996年	全国中学校体育連盟 (中連盟) 主催の大会にも外国人学校生徒の参加が可能となる
1998年 8月	京都大学大学院、朝鮮大学校卒業生の受験を認める。(続いて九州大学も認める)

(朝鮮総連ホームページ「民族教育関連年表 (<http://www.chongryon.com/j/edu/index8.html>)」, 在日本朝鮮人教育会編『在日朝鮮人の民族教育の権利—二十一世紀に向けて、朝・日友好と国際化の中で—』(Pワード, 1996年), 283~294頁, 江原護『民族学校問題を考える—江原 護 論考・資料集—』(アジェンダ・プロジェクト, 2003年) 200~205頁を参考に作成。)

の発表を見ると、当時の朝鮮学校の学校経営や校舎建設事業に関する様々な経験を垣間見ることができる。大島朝鮮初級学校教育会の報告「公立分校自主化と認可獲得闘争にて達成した成果」では、当時尼崎市にあった三つの分校を廃止し、兵庫朝鮮学園に移管するための七カ月に及ぶ教育会役員、保護者達の戦いについて赤裸々に書かれている。市教委や県教委との直接交渉、また自主学校認定反対勢力の保守市議員16人に対しても「延べ104回、平均一人6回以上訪問し、正当性と真実性を解説し協力を要請した」という。権利取得のために費やされた種々のエネルギーは決して少なくない。

在日朝鮮人は、「4.24阪神教育闘争」のような多大なインパクトと犠牲を伴う運動のみならず、上記のような種々の(ともすれば当然保障されるべき)権利を獲得するための持続的な運動を展開し、子ども達の教育自主権を勝ち取っていったのである³⁹⁾。

おわりに

以上、日本の外国人学校政策と、在日朝鮮人学校に関する現状について検討してきた。特に在日朝鮮人学校に関しては今なお深刻な差別・暴行問題などが起き続けていることがわかる。『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』を書いた佐野通夫は、在日朝鮮人教育について次のように述べている。

「植民地時代の朝鮮語抹殺政策はもとより、解放後も日本の国内においては、朝鮮人の民族性を抹殺する日本人化教育が継続されてきた。日本国政府、もしくは地方自治体が建てた学校においては、朝鮮人が存在するにもかかわらず、朝鮮人の言語、文化が尊重されることなく、日本語教育が強要されてきた。そればかりではなく、自分たちの言語、文化を子どもたちに伝えるために、朝鮮人が自主的に建てた朝鮮人学校に対してさえ、日本国政府は大弾圧を加え、これを妨害してきた。」⁴⁰⁾

そのため、本稿でも指摘しているように、在日朝鮮人教育に対する諸問題は過去から解決されずに継続している歴史問題とも絡み、さらに、近年の拉致問題・領土紛争なども混在し、より複雑性を増しているといえる。とはいえ、日本社会の根底に流れる在日朝鮮人に対する差別の構図を撤廃してこそ、社会の健全な機能が存在しうると言っても過言ではなからう。

ここまで述べてきたように、本稿には二つの問題が内在されている。つまり、一つは既存の「特別永住者」、即ち、旧日本軍の大陸経営策のための侵略戦争遂行に翻弄され、日本にきて生活を営んだ在日朝鮮人とその家族の教育に対する政治的・制度的差別問題と、もう一つは、国境を越えた人の移動が容易になった国際化社会における多民族移動の実状に対して閉鎖的に構える日本側の差別問題が存在する。少子化問題による社会の存

統が問われる中、これらの問題解決に真摯に、早く取り組み、戦後築いてきた日本社会の平和・環境・福祉・人権社会をよりよい形で発展させるために、人材育成に尽力すべきである。

単一民族の国であるとして偏狭的ナショナリズムも根強く残っている韓国社会でさえ、時代的流れに棹差さず、変革に踏み込んでいる。すなわち、永住権を持って3年以上居住している19才以上の外国人には参政権を与え、自分の能力をその社会で発揮し、社会的義務も権利も駆使できるようなシステムを整備している。外国人家庭が増え、結果として、「多文化家庭」が社会に定着しつつある韓国では、韓国に適応して居住する外国人も韓国人同様の義務や権利、そして差別のない社会を築き、未来志向的韓国社会の存在と維持、国際化社会になりつつある社会を機能させようとする意図から参政権許容へと踏み切ったのである⁴¹⁾。2006年現在、韓国にいる外国人は台湾と中国、日本、アメリカ、ドイツ、マレーシアや、ベトナム、フィリピン出身者が多い。言葉を換えると、多くの日本人も韓国社会の未来のために働き、自分らのために頑張ってくれる政治家を選挙できる選挙を行うということになっている。韓国の教育人的資源部によれば、2008年7月を基準にした場合、韓国内の結婚移民者は14万4千人に及んでおり、多文化家庭の子ども数は5万8千人であり、多文化家族がもはや20万人を超えているので、政府レベルからの積極的な定着支援を行うことを公言している⁴²⁾。その一環として、移民者の中で韓国籍を持っていなくても、200万ウォン前後までの職業訓練を受けさせ、技術を身につけさせようとする政策が行われており⁴³⁾、子どもにはその民族性の理解を盛り込んだ教育とともに、多言語の韓国理解教育も並行し、共に生きる社会造成に取り組んでいるのである。それは、「子どもがその社会の未来」であることを直視し、国籍を超えた地球村規模での共生共栄をめざした国家ビジョンを据えた人材への投資を行っているのだと考えられる。それは、長い間外国によって支配され、戦争によって廃墟となり、軍事政権下の開発独裁的な経済政策で世界に韓国経済の奇跡を見せて来た社会だからこそ逆に未来を懸念し、国家維持の必要性をどの国よりも真剣に受け止めているからこそ可能なことかもしれない。そのため、韓国は大胆な政策に踏み込み、少子化・高齢化社会における人材確保と人材流出防止など、現実化する社会問題に対応しようとする積極的な政策を行っているのだと見受けられる。この問題は急変する地球社会全体の共通する問題にも通じることだと指摘することができる。そのため、日本でも外国人学校や帰国子女対応の総合理解という国際理解教育も進みつつある。しかし、本稿で概括しているように、未だ解決への道筋がっていない根深い問題が潜んでいる限り、日本社会は正しい国際化社会への対応はもちろん、人権という側面から世界からの評価を受けるのは難しいだろう。人々の意識も、社会制度も一国主義では孤立せざるをえない「地球村時代」の到来であることを真摯に受け止めなければならない。そして、共に助け合える人間関係によって信頼し合える社会作りの為に、もっと根本的「共生政策」を実践しなければならない。そこには、差別がないからこそ、実力を磨き、社会に還元する代わりに社会的権利・義務を平等に果たす人権社会の構築が必要となってくるのである。

差別というものは常に、「国内的に違法ではないという意味での合法」の中に潜んでいる。

在日朝鮮人をはじめとする外国人に対する教育機会不均衡の差別は、それが日本の国内的な制度上違法ではないため、不当性が不明瞭であり、早急な改善には至らない。教育機会の不均衡は、こどもや保護者をはじめとした外国人達の可能性を著しく制限している。また国境を越える「人の移動」が頻繁になる中で、日本においてもニューカマーの教育問題はより顕在化してくるだろう⁴⁴⁾。インターナショナル・スクールは「公益」だが朝鮮学校や中華学校などは「公益」に値しないという日本政府の立場に端的に表れているように、外国人学校問題は「民族」あるいは「エスニシティ」の問題と鋭く連動している。日本において「市民性教育 (citizenship education)」⁴⁵⁾が展開されるべき転換期にさし当たっているとみえる今日、いち早く先進列強入りを果たした日本が培ってきた成熟した民主主義人社会への模索を人権的に実践すべき時期に来ているのではなかろうか。留学生30万人誘致の文部科学省の人材確保策もよいが、自文化を理解し、日本で生活する大事な人材の育成と労働力確保のためにより開かれた共生への政策を通して積極的な「平和人権社会日本」作りに投資すべきだと考える。

【参考文献・サイト】

- 江原護『民族学校問題を考える－江原 護 論考・資料集－』ジェンダ・プロジェクト，2003年。
岡本雅享監修・編『日本の民族差別 人種差別撤廃条約からみた課題』明石書店，2005年。

- 小川政亮・江藤价泰・山崎真秀・小波倉正偉「共同研究 外国人学校制度—その背景と法的諸問題—」『法律時報』39巻2号, 1967年。
- 呉圭祥『ドキュメント在日朝鮮人連盟』岩波書店, 2009年。
- 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』亜紀書房, 1973年。
- 金徳龍・朴三石『在日同胞の民族教育』学友書房, 1987年。
- 金徳龍『朝鮮学校の社会史』社会評論社, 2004年。
- 金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945-1972』社会評論社, 2004年。
- 月刊『イオ』編集部編『日本の中の外国人学校』明石書店, 2006年。
- 佐野通夫『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』社会評論社, 2006年。
- 在日本朝鮮人教育会編『在日朝鮮人の民族教育の権利—二十一世紀に向けて, 朝・日友好と国際化の中で—』Pワード, 1996年。
- 在日本朝鮮人連盟文化部『朝連第三回全体大会 文化部活動報告書』1946年10月。
- 志水宏吉編『リーディングス 日本の教育と社会 第17巻 エスニシティと教育』日本図書センター, 2009年。
- 鄭栄桓「「解放」後在日朝鮮人運動における活動家層の形成と展開—在日本朝鮮人連盟を中心に—」一橋大学大学院修士論文, 2005年。
- 中山秀雄編『在日朝鮮人教育関係資料集』明石書店, 1995年。
- 朴三石『外国人学校』中公新書, 2008年。
- 朴斗鎮『朝鮮総連』中公新書ラクレ, 2008年。
- 福田誠治・末藤美津子編『世界の外国人学校』東信堂, 2005年。
- 民主主義科学者協会法律部会『いわゆる「外国人学校」制度の研究』1967年。
- 文部科学省ウェブサイト「学制百年史・資料編」のサイト http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpbz198102/index.html
- 朝鮮総連ホームページ民族教育関連年表 <http://www.chongryon.com/j/edu/index8.html>
- 名古屋朝鮮初級学校(小学校相当) <http://www.ncc.ed.jp/bosyuu/syohiyou.pdf>
- 国会会議録検索システム <http://kokkai.ndl.go.jp/>
- 韓国政府の教育人的資源部公式ウェブサイト
- 『日教組教育新聞』2000年8月29日付。
- 『毎日新聞』<http://mainichi.jp/life/edu/news/20090725ddm090100136000c.html>
- 『ハンギョレ』2006年4月26日付。
- 『四国新聞』2009年8月10日付。
- <http://www.shikoku-np.co.jp/national/social/article.aspx?id=20090810000286>
- 法務省入国管理局報道発表資料「平成20年末現在における外国人登録者統計について」(2009)を参照。<http://www.moj.go.jp/PRESS/090710-1/090710-1.html> (09年8月28日閲覧)

注

- 1) 有道出人「『外国人』入店禁止という人種差別」岡本雅享監修・編『日本の民族差別 人種差別撤廃条約からみた課題』明石書店, 2005年, 218~229参照。
- 2) 宋恵淑「拉致報道と朝鮮学校児童・生徒への暴行・嫌がらせの急増・蔓延」前掲『日本の民族差別 人種差別撤廃条約からみた課題』, 208~209頁参照。
- 3) 例えば, 鄭栄桓「「解放」後在日朝鮮人運動における活動家層の形成と展開—在日本朝鮮人連盟を中心に—」(一橋大学大学院修士論文, 2005)において鄭は「対象の時期に日本に居住した全ての朝鮮半島出身者及びその子孫を, 「在日朝鮮人」と呼ぶこととする。日本在住の朝鮮半島出身者及びその子孫については, 在日朝鮮人のみならず, 在日韓国人, 在日韓人, 在日朝鮮人, 在日コリアン等, 様々な呼称が存在する。これらの多様な呼称が存在する背景には, 当然朝鮮の分断という歴史的脈がある。しかし2005年現在に至っても, こうした呼称の選択は, 南北のいずれかの政権に対する支持の如何を示すものと誤解されており, それゆえに「分断を超える」という問題意識のもと在日コリアンという妥協的呼称も生まれることになった。…(中略)…筆者は「解放」前はもちろんのこと, 「解放」後分断体制が成立した

後であっても、体制支持の如何を問わず、日本在住の朝鮮半島出身者及びその子孫は、植民地朝鮮の出身者及びその子孫としての共通性を持っていると考える。こうした植民地出身者としての共通性を強調するために、筆者は体制支持の如何を問わず、また国籍や外国人登録証上の「国籍」表示の記載の如何に問わず、全ての日本在住朝鮮半島出身者及びその子孫について「在日朝鮮人」と呼ぶことにしている。筆者もこの意見に立脚する。

- 4) 概説は、朴三石『外国人学校』中公新書、2008年による。
- 5) この史料については、文部科学省ウェブサイトにある、「学制百年史・資料編」のサイト (http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpbz198102/index.html) によった。
- 6) 在日朝鮮人の学校については、金徳龍『朝鮮学校の社会史』社会評論社、2004年による。
- 7) 前掲『朝鮮学校の社会史』や、呉圭祥『ドキュメント在日朝鮮人連盟』岩波書店、2009年など。
- 8) 名古屋朝鮮初級学校（小学校相当）の授業料・通学費・保険を知ることができたが、毎月13300円である。給食費や教科書も自弁なので、年度初めにはこれ以上の負担がかかることになる。同校のサイト <http://www.ncc.ed.jp/bosyuu/syohi-you.pdf> より。
- 9) 参議院・少子高齢化共生社会に関する委員会審議録で、池坊保子文部科学副大臣の発言。国会議事録検索システムによった。2009年時点でも、日系ブラジル人学校はわずか五校しかない。近年の世界的な不況の影響で、日系ブラジル人は減少している。そのため、経営基盤の弱い日系ブラジル人学校は学生減で経営難に直面している。また、日系ブラジル人子女の中には、ポルトガル語も日本語も十分に理解できずに教育が受けられないものも出てきている。『毎日新聞』 <http://mainichi.jp/life/edu/news/20090725ddm090100136000c.html> より。
- 10) 日本国籍がない以上義務ではないから、生活が苦しくなった外国人労働者が子女に教育を受けさせることができなくなることは十分ありうる。このように教育から排除された青少年が犯罪者予備軍となり、結果として日本国内の排外主義を助長する危険性も指摘できよう。
- 11) 福田誠治・末藤美津子編『世界の外国人学校』東信堂、2005年。
- 12) 前掲『朝鮮学校の社会史』。
- 13) 朴斗鎮『朝鮮総連』中公新書ラクレ、2008年。
- 14) このやりとりは、1961年2月16日、参議院予算委員会で行われたもの。質問したのは大谷賛雄議員（自由民主党）。ここについては、国会会議録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp/>) で検索した。
- 15) この問題について、同時代的には以下のような反対論が展開された。小川政亮・江藤价泰・山崎真秀・小波倉正偉「共同研究 外国人学校制度—その背景と法的諸問題—」『法律時報』39巻2号、1967年。民主主義科学者協会法律部会『いわゆる「外国人学校」制度の研究』1967年。
- 16) その一つの証拠として、朝鮮学校の減少が挙げられるだろう。筆者の一人（井竿）が住む山口県でも、下関市と周南市にあった朝鮮学校は生徒減少により閉鎖された。
- 17) 月刊『イオ』編集部編『日本の中の外国人学校』明石書店、2006年。これは外国人学校の実態を幅広く取材したものである。『イオ』（受け継ぐの意）自体は朝鮮総連系の青年向け雑誌だが、ブラジル人学校やアメラジアン（米軍関係者とアジア系の人との間に生まれた子供）学校などにも目配りされている。
- 18) 梶田孝道・丹野清人・樋口直人『顔の見えない定住化』名古屋大学出版会、2005年。
- 19) 『四国新聞』2009年8月10日付 <http://www.shikoku-np.co.jp/national/social/article.aspx?id=20090810000286>
- 20) 法務省入国管理局、報道発表資料「平成20年末現在における外国人登録者統計について」（2009）を参照。 <http://www.moj.go.jp/PRESS/090710-1/090710-1.html>（09年8月28日閲覧）
- 21) 月刊「イオ」編集部編『日本の中の外国人学校』（明石書店、2006）より。内訳は朝鮮学校73校、ブラジル学校96、中華学校5校、韓国学校4校、インターナショナル・スクール24校、その他の学校が10校となる。小・中・高を併設している学校は1校と数えている。
- 22) 文部科学省「平成20年度学校基本調査」の各種学校、外国人学校生徒数より。データは2008年5月1日現在のもの。
- 23) ただし、全国に四つ存在する韓国学校の内、京都、大阪にある学校は「一条校」の認可を受けている。
- 24) 在日本朝鮮人人権協会民族教育権プロジェクトチーム「日弁連勧告Q&A」（2008年）より。
- 25) 例えば、多民族共生教育フォーラム2008『公明新聞』「外国人学校「学習権」保障への視点」（2008年12月4日）等を参照。
- 26) 鄭秀容「朝鮮学校に一条校に準ずる処遇を＝権利としての民族教育＝」（世界、1996年2月号）

- 27) 金徳龍, 朴三石『在日同胞の民族教育』(学友書房, 1987年), 第一章「民主主義的民族教育の歴史」参照。
- 28) 金徳龍『朝鮮学校の戦後史 1945-1972』(社会評論社, 2004年)によると, 東京新宿区戸塚にて解放後最も早く(八月末から九月初めごろ)「戸塚ハンゲル学院」という国語講習所が開設されたという。
- 29) 在日本朝鮮人聯盟に関しては, 呉圭祥『ドキュメント在日本朝鮮人連盟 1945-1949』(岩波書店, 2009年)を参照せよ。
- 30) 在日本朝鮮人連盟文化部『朝連第三回全体大会 文化部活動報告書』(1946年10月)の学院組織数(10月5日現在)43~47頁参照。
- 31) 小沢有作『在日朝鮮人教育論 歴史篇』(亜紀書房, 1973年), 206~208頁参照。
- 32) 中山秀雄編『在日朝鮮人教育関係資料集』(明石書店, 1995年), 23~24頁参照
- 33) 同上, 52~53頁参照。
- 34) 本文を掲載しておく。金はこの通達について, 「条約批准後の在日朝鮮人のこどもたちの同化, 朝鮮学校の弾圧という日本政府の二面政策をはじめて公式に表明したもの」としている。

資料 文管振第二一〇号
昭和四十年十二月二十八日

各都道府県教育委員会殿
各都道府県知事 知事殿

文部事務次官 福田 繁

朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについて

わが国に在住する朝鮮人のみを収容する教育施設の取り扱いについては, 従来から格別のご配慮をわずらわしてきたところでありますが, これについては, 下記により取り扱うべきものと考えますので, その趣旨を御了知の上, 事務処理に遺漏のないように願います。

一, 朝鮮人のみを収容する公立小学校分校の取り扱いについて

わが国に在住する朝鮮人子弟の教育上の取り扱いについては, 従来もわが国の公立の小学校または中学校において教育を受けることを希望する場合には, その入学を認め, 今後も別途「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育関係事項の実施について(昭和四十年十二月二十八日文初財第四六四号文部事務次官通達)」によりその入学を認めることとなったが, このことは, 朝鮮人子弟にわが国の公立学校において特別な教育を行うことを認める趣旨でないことはいうまでもないところである。

しかるに, 朝鮮人のみを収容する, 大部分の公立の小学校分校の実体は, 教職員の任命・構成, 教育課程の編成・実施, 学校管理等において法令の規定に違反し, 極めて不正常的な状態にあると認められるので, 次によって, 適切な措置を講ずること。

- (1) これらの朝鮮人のみを収容する公立の小学校分校については, 法令に違反する状態の是正その他学校教育の正常化されると認められない場合には, これらの分校の存続について検討すること。
- (2) これらの公立の小学校分校における学校教育の実態が改善され, 正常化されると認められない場合には, これらの分校の存続について検討すること。
- (3) なお朝鮮人のみを収容する公立の小学校または中学校およびこれらの学校の分校または特別の学級は,

今後設置すべきではないこと。

二、朝鮮人のみを収容する私立の教育施設（以下「朝鮮人学校」という。）の取り扱いについては、次によって措置すること。

(1) 朝鮮人学校については、学校教育法第一条に規定する学校の目的にかんがみ、これを学校教育法第一条の学校として認可すべきではないこと。

(2) 朝鮮人としての民族性または国民性を涵養することを目的とする朝鮮人学校は、わが国の社会にとって、各種学校の地位を与える積極的意義を有するものとは認められないので、これを各種学校として認可すべきでないこと。

なお、このことは、当該施設の教育がわが国の社会に有害なものでない限り、それが事実上行われることを禁止する趣旨でない。

(3) すでに学校教育法第一条の学校又は各種学校として認可されている朝鮮人学校の取り扱いについては検討を要する問題もあるが、さしあたり、報告、届出等の義務の励行等法令を遵守したて適正な運営がなされるよう留意するとともに実体の把握につとめること。

なお朝鮮人を含めて一般にわが国に在住する外国人をもっぱら収容する教育施設の取り扱いについては、国際親善等の見地から、新しい制度を検討し、外国人学校の統一的扱いをはりたいと考える。

35) 小沢有作，同掲，478頁～488頁参照。

36) 田中宏，2000年8月29日付『日教組教育新聞』参照。

37) 金徳龍，同掲，201頁参照。

38) 教育方法研究大会は，1986年に開かれた第11回より名称を教育研究大会に変更。朝鮮学校の教員たちの教育研究発表の場である。09年1月31日～2月1日にかけて第20回目の教育研究大会が開かれた。なお現在は「教育会分科」は存在しない。

39) 一方，在日外国人は連帯を強め2006年に「外国人学校・民族学校の制度的保障を実現するネットワーク」を結成し，2009年には「外国人学校振興法と関連法規改正案 要綱案」を作成している。これは，「外国人学校をめぐる諸問題が生ずる根本的な要因は，日本の現行教育法制上，外国人学校が正規の教育機関として位置づけられていないことに求められる。さらにいえば，外国人・民族的マイノリティの子どもの教育を受ける権利が明文で保障されていないことが問題の核心である」として，あらたに外国人学校振興法を制定し，教育基本法や学校教育法等の関連法規の改正を求めるものである。教育基本法などを抜本的に変えることは事実上難しいが，これを作成しラインを引いたことは運動上大きな前進であると言えよう。

40) 佐野通夫『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』社会評論社，2006年，373頁。

41) 『ハンギョレ』2006年4月26日付。

42) 韓国政府の教育人的資源部公式 HP 参照。人的資源開発課金テリオン入力記事（問い合わせ先：02-6902-8207），2009年8月5日。なお，2009年12月に民主党の小沢幹事長による外国人参政権への発言は東アジア外交を目論んだ政策ばかりではなく，日本の今後のあり方を考えた代案だとみうけられる。

43) 同上。

44) 志水宏吉編『リーディングス 日本の教育と社会 第17巻 エスニシティと教育』（日本図書センター，2009年），11頁参照。志水はニューカマーの子どもたちがかかえる教育課題を「言語」「適応」「学力」「進路」「不就学」「アイデンティティ」という六つに分類している。

45) 志水宏吉編，同掲，3～18頁参照。志水は「本当の多文化教育には3Fを超える要素が必要であることは言を待たないであろう。異質な他者の存在を認めるだけでは十分ではない。彼らとともに平等な社会と充実した生活を切り拓いていくとする志向性と資質を子どもたちに身につけさせることこそが，多文化教育の目標とされなければならない。」その意味で「市民性教育」が多文化教育に新たな次元を付け加えるものであるとしている。

A Policy of Schools for Foreigners in Japan and Consideration for the Education of Zainichi-Koreans

Sookyung YI*, Tomio IZAO**, Youngho OH***

Department of Asian Language and Asian Cultures

Abstract

This article considers a policy of schools for foreigners in post-war Japan and circumstances of schools for Zainichi-Koreans.

Especially focusing on Zainichi-Koreans student, we examine various problems caused by the legal status and institutional discrimination of schools for foreigners.

In this paper, we call “Zainichi-Koreans” as a person from Korean Peninsula and their descendents who live in Japan as a result of Japanese colonial policy (so-called special permanent resident).

Key words : School for Foreigners in Japan, Post WW II, Education of Zainichi-Koreans

* Tokyo Gakugei University, Humanities and Social Sciences

** Yamaguchi Pref. University, Faculty of International Studies

*** Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University

일본의 외국인 학교정책과 재일 코리안(조선, 한국포함)의 교육사정

이 수경* · 이자오 도미오** · 오 영호***

아시아 언어 · 문화 연구 분야

요 지

이 논문은 전후 일본에 있어서의 외국인 학교 정책을 고찰하며, 재일동포(조선인, 한국인을 포함) 학교의 상황에 대해서 고찰하려고 한 연구이다.

특히 외국인 학교의 법적 지위와 제도상의 차별에 의해서 생긴 제반 문제와 더불어, 재일 조선인 아동·학생들의 상황에 초점을 맞춰서 고찰해 본다.

이 연구에서는 일본의 식민지 정책 결과, 일본에 거주하게 된 한반도(일본에서는 일반적으로 조선반도라고 칭함) 출신자 및 그 후손들(소위 특별영주자)를 재일 조선인이라고 지칭하고 있음을 기재해 둔다.

키워드 : 외국인 학교, 전후, 재일 교포의 교육사정

* 도쿄가쿠게이대학교 인문사회과학계
** 야마구치 현립대학교 국제문화학부
*** 도쿄가쿠게이대학교 대학원 교육학 연구과